第九条　収用及び補償

1　いずれの一方の締約国も、自国の領域にある他方の締約国の投資家の投資財産の収用若しくは有化又はこれに対する収用若しくは国有化と同等の措置（以下「収用」という。）を実施してはならない。ただし、次の全ての要件を満たす場合は、この限りでない。

(a)　公共の目的のためのものであること。

(b)　差別的なものでないこと。

(c)　2から4までの規定に従って行われる迅速、適当かつ実効的な補償の支払を伴うものであること。

(d)　正当な法の手続に従って実施するものであること。

2　補償は、収用が公表された時の直前又は収用が行われた時の直前のいずれか早い方の時における収用された投資財産の公正な市場価格に相当するものでなければならない。公正な市場価格には、収用が事前に公に知られることにより生じた価格の変化を反映させてはならない。

3　補償については、不当に遅滞することなく支払うものとし、支払の日までの期間を考慮した商業的に妥当な金利に基づく利子を含める。当該補償については、実際に換価すること、自由に移転すること及び収用の日の市場における為替相場により自由利用可能通貨に自由に交換することができるものとする。

4　収用の影響を受ける投資家は、当該収用を行った締約国の法令に基づき、当該締約国の司法当局又は行政裁判所若しくは正当に権限を与えられた行政機関により、当該収用の合法性及び補償の額に関し、この条に定める原則に従って速やかな審査を受ける権利を有する。

5　この条の規定は、知的財産権に関する強制実施許諾の付与又は知的財産権の取消し、制限若しくは創設については、当該付与又は当該取消し、制限若しくは創設が両締約国が当事国である知的財産に関する国際協定に適合する限りにおいて、適用しない。

注釈　収用については、附属書の規定に従って解釈する。

第十条　損失又は損害に対する補償

1　一方の締約国は、武力紛争又は自国の領域における革命、暴動、国内争乱若しくはこれらに類する事件その他の緊急事態により、自国の領域にある投資財産に関して損失又は損害を被った他方の締約国の投資家に対し、原状回復、損害賠償、補償その他の解決方法に関し、自国の投資家又は第三国の投資家に与える待遇のうち当該他方の締約国の投資家にとっていずれか有利なものよりも不利でない待遇を与える。

2　1に規定する解決方法の手段としての支払が行われる場合には、当該支払については、実際に換価すること、自由に移転すること及び市場における為替相場により自由利用可能通貨に自由に交換することができるものとする。

3　1の規定の適用を妨げることなく、一方の締約国の投資家であって他方の締約国の領域において1に規定するいずれかの事態において当該他方の締約国の軍隊又は当局による自己の財産の全部又は一部の徴発又は当該事態において必要とはされなかった破壊により損失を被ったものは、当該他方の締約国により迅速、適当かつ効果的な原状回復又は補償を与えられる。

第十一条　資金の移転

1　一方の締約国は、租税に関する自国の関係法令に基づく納税義務を他方の締約国の投資家が履行することを条件として、自国の領域にある当該他方の締約国の投資家の投資財産に関連する全ての資金の移転が、自国の領域に向け又は自国の領域から、自由に、かつ、遅滞なく行われることを確保する。この資金の移転には、特に次のものの移転を含める。

(a)　当初の資金及び投資財産を維持し、又は増大させるための追加的な資金

(b)　利益、利子、資本利得、配当、使用料、手数料その他の投資財産から生ずる収益

(c)　契約に基づいて行われる投資財産に関連する支払

(d)　投資財産の全部又は一部の売却又は清算によって得られる収入

(e)　当該一方の締約国の領域にある投資財産に関連する活動に従事する当該他方の締約国から赴任した者が得る収入その他の報酬

(f)　前二条の規定に従って行われる支払

(g)　第十六条の規定に基づく投資紛争の解決の結果として生ずる支払

2　各締約国は、更に、資金の移転が遅滞なく、かつ、自由利用可能通貨により当該資金の移転の日の市場における為替相場で行われることを確保する。

3　1及び2の規定にかかわらず、締約国は、次の事項に関する自国の法令を衡平、無差別かつ誠実に適用する場合には、資金の移転を遅らせ、又は妨げることができる。

(a)　破産、支払不能又は債権者の権利の保護

(b)　証券の発行、交換又は取引

(c)　刑事犯罪

(d)　裁決手続における命令又は判決の履行の確保

第十二条　一時的なセーフガード措置

1　前条の規定にかかわらず、いずれの締約国も、次のいずれかの場合には、国境を越える資本取引及び投資財産に関連する取引のための支払又は資金の移転について措置を採用し、又は維持することができる。

(a)　国際収支及び対外支払に関して重大な困難が生じている場合又は生ずるおそれがある場合

(b)　例外的な状況において、資本の移動が経済全般の運営、特に通貨及び外国為替に係る政策に重大な困難をもたらし、又はもたらすおそれがある場合

2　1に規定する措置は、次の全ての要件を満たすものとする。

(a)　国際通貨基金協定の当事国である限りにおいて、同協定に適合するものであること。

(b)　1に規定する状況に対処するために必要な限度を超えないものであること。

(c)　一時的なものであり、かつ、事情が許す限り速やかに廃止されるものであること。

(d)　他方の締約国に対して速やかに通報されるものであること。

(e)　他方の締約国の商業上、経済上又は金融上の利益に対して不必要な損害を与えることを避けるものであること。

3　この協定のいかなる規定も、国際通貨基金協定に基づく締約国の権利及び義務を変更するものではない。

第十三条　信用秩序の維持のための措置

1　この協定の他の規定にかかわらず、締約国は、信用秩序の維持のための金融サービスに関連する措置（投資家、預金者、保険契約者若しくは信託上の義務を金融サービスを提供する企業が負う者を保護し、又は金融システムの健全性及び安定性を確保するための措置を含む。）をとることを妨げられない。

2　締約国は、金融政策及び関連する信用政策又は為替政策を遂行するために一般に適用される差別的でない措置をとることを妨げられない。

3　1及び2の規定に基づいてとる措置がこの協定の他の規定に適合しない場合には、締約国は、当該措置を1及び2に規定する目的のためにとるものとし、当該措置をこの協定に基づく当該締約国の義務を回避するための手段として用いてはならない。